



2022年2月14日

各 位

上場会社名 帝国繊維株式会社
代 表 者 代表取締役会長 白岩 強
(コード番号 3302)
問 合 せ 先 取締役副社長 岡村 建
(TEL. 03-3281-3022)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2022年3月30日開催の第96期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

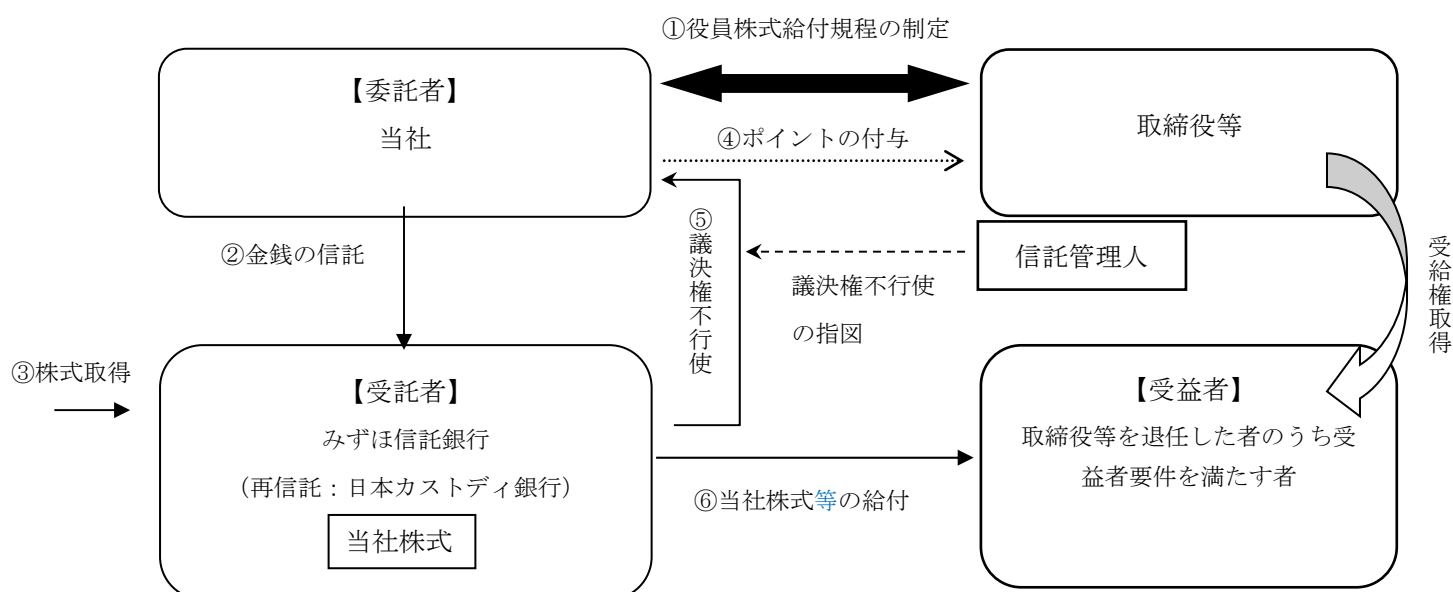
なお、当社は、既存金銭報酬枠の内枠として、2020年3月27日開催の第94期定時株主総会において、職務執行の対価として毎年各人の貢献に応じた金額を積み立て、社外取締役以外の取締役の退任時に支給する積立型退任時報酬制度（以下、「積立型退任時報酬制度」といいます。）をご承認いただき、また、既存金銭報酬枠とは別枠として、2021年3月28日開催の第95期定時株主総会において、社外取締役以外の取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額の年額の上限を新株予約権50個に1個当たりの公正な評価額を乗じた金額とすること、及びその算定方法（以下、「既存ストックオプション報酬制度」といいます。）をご承認いただいておりますが、本議案の承認可決を条件として、積立型退任時報酬制度及び既存ストックオプション報酬制度を廃止するとともに、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものの一部、及び取締役に對し積立型退任時報酬制度に基づいて積み立てられた積立額に相当する権利につきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該取締役において権利放棄することといたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントが付与されます。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たさず場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2022年5月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年12月末日で終了する事業年度(以下、当該事業年度を「当初対象事業年度」といいます。)及びその後の各事業年度を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(2022年5月(予定))時に、当初対象事業年度に対応する必要資金として、864,265,250円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。なお、本制度導入に伴い、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものの一部及び取締役に對し積立型退任時報酬制度に基づいて積み立てられた積立額に相当する権利につきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、該当する各取締役において権利放棄し、本制度に移行することとするため、当初対象事業年度に係る上記信託拠出額は、その点を勘案して算出しております。

また、当初対象事業年度後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として事業年度ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの事業年度に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の事業年度における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社は、各事業年度中、当該事業年度における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、当初対象事業年度につきましては408,250ポイントであるため、当初対象事業年度について本信託が取得する当社株式数の上限は408,250株となります。また、当初対象事業年度後の各事業年度の取締役等に付与するポイント数の上限は139,350ポイントであるため、当初対象事業年度後の各事業年度について本信託が取得する当社株式数の上限は139,350株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、当初対象事業年度は66,840ポイントを上限とし、当初対象事業年度後の各事業年度は66,840ポイントを上限とします。執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、当初対象事業年度は72,510ポイントを上限とし、当初対象事業年度後の各事業年度は72,510ポイントを上限とします。本制度導入に伴い、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものの一部及び取締役に對し積立型退任時報酬制度に基づいて積み立てられた積立額に相当する権利につきましては、本制度に基づく応分のポイントが付与することを条件として、該当する各取締役において権利放棄し、本制度に移行することとするため、当初対象事業年度に係る上記付与ポイント上限は、その点を勘案して268,900ポイントとしております。これらは、現行の役員報酬の支給水準、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものうち本制度への移行対象とすることが予定されているものの数及び内容、積立型退任時報酬制度における積立額、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

また、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、本信託終了時に在任している取締役等に対し、役員株式給付規程の定めに従い、上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式を、本信託終了時に本信託から給付することとなります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記（7）の記載に従って取締役等に給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託（BBT）
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日 : 2022年5月（予定）
- ⑧金銭を信託する日 : 2022年5月（予定）
- ⑨信託の期間 : 2022年5月（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)